

多気町空き家情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多気町における空き家の有効活用を通じて、多気町内への定住促進及び都市住民との交流人口増加により集落機能の維持と活性化を図ることを目的に、多気町空き家情報登録制度(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現在居住していない(近い将来居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地又は建築物の跡地若しくは建物に付随する土地をいう。ただし、所有者等が事業として賃貸、分譲等の用途に供する建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家登録者 空き家登録完了通知を受けた所有者等をいう。
- (4) 利用希望者 多気町内で定住、交流を目的として空き家の購入、賃借を希望するものをいう。
- (5) 利用登録者 利用登録完了通知を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、利用希望者に対し、空き家の存在する集落とよく調整のうえ、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録等)

- 第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家情報登録申込書(様式第1号)、空き家登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という)及び誓約書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録するものと

する。ただし当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンク登録台帳に登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の要件を満たしていないもの
 - (2) 当該空き家の所有者等が、第2条第2号の要件を満たしていないもの
 - (3) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの
- 3 町長は、必要に応じて当該空き家の空き家バンクへの登録の適否について実地に調査することができる。
- 4 当該申込者は、前項の調査に協力するものとする。
- 5 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了通知書（様式第4号）を申込者に通知するものとする。
- 6 町長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、必要な事項を、多気町のホームページ等に掲載し周知するものとする。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書（様式第5号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて町長に提出しなければならない。

（空き家情報登録の取り消し）

第6条 町長は、登録された空き家情報が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知（様式第7号）するものとする。

- (1) 登録者から登録取消願書（様式第6号）の届出があったとき
- (2) 空き家にかかる所有権その他の権利に異動があったとき
- (3) 本制度により、登録者と利用登録者との契約が成立したとき
- (4) 登録内容に虚偽があったとき
- (5) 登録から2年を経過したとき。ただし再登録は妨げない。
- (6) その他、町長が適当でないと認めたとき

（空き家情報利用希望者の利用申し込み等）

第7条 空き家バンクの情報を利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」利用希望登録申込書（様式第8号）及び誓約書（様式第9号）に必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を確認のうえ、空き家バンク利用希望登録台帳に登録し、空き家バンク利用希望登録完了通知書（様式第10号）を利用希望者に通知するものとする。

- 3 空き家登録者に対して利用登録者の情報を、利用登録者に対して空き家登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。また、当該空き家登録者の代理又は媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様に情報を提供するものとする。
- 4 利用登録者は、空き家に定住又は定期的に滞在して、多気町の自然環境、生活文化等に理解を深め、自治会に入会し、定住する集落の決まりに則って生活するなど、地域住民と協調して生活するよう努めるものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用希望登録変更届（様式第11号）により町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取り消し)

第9条 利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を利用登録者に通知（様式第13号）するものとする。

- (1) 利用登録者から登録取消願書（様式第12号）の届出があったとき
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (3) 本制度により、空き家登録者と利用登録者との契約が成立したとき
- (4) 登録内容に虚偽があったとき
- (5) 登録から2年を経過したとき。ただし再登録は妨げない。
- (6) その他、町長が適当でないと認めたとき

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第10条 町長は、空き家バンク登録台帳への登録及び空き家バンク利用希望登録台帳への登録までの手続きの他、空き家が属する自治会への連絡調整、必要な協力要請、さらには移住定住アドバイザーの指名や連絡調整を行い、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 空き家バンクに登録された空き家の購入又は賃貸について交渉を希望する利用登録者は、交渉申込書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による交渉申込書が提出されたときは、空き家登録者に連絡するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様に連絡するものとする。

- 4 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
- 5 空き家登録者は交渉の結果について、交渉結果報告書（様式第15号）により、町長に報告しなければならない。

（移住定住アドバイザーの設置）

- 第11条 多気町の生活情報や習慣その他、利用登録者が必要とする情報等を出来る限り提供し、利用登録者の多気町への移住等を支援するため移住定住アドバイザーを設置することができる。
- 2 移住定住アドバイザーは、多気町内に居住している者の中から必要に応じて指名する。
 - 3 移住定住アドバイザーは、利用希望者から相談を受けた場合、自らの居住定住経験から得られた情報等について、率直に伝えるものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 空き家バンク運用に関する個人情報の取り扱いについては、多気町個人情報保護条例(平成18年 多気町条例第10号)の定めるところにより、本制度により知り得た情報を漏らし、又は本制度の趣旨以外の目的で使用してはならない。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。